

認定会員規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第 2 章第 6 条に基づき認定会員について定める。

2. 認定会員登録

認定会員になろうとする者は、この法人が別に定める検定規定により実施する検定に合格のうえ、認定会員申込書を協会に提出し、ステージ I（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）認定会員として登録できる。

3. 認定会員資格

- (1) ステージ I に合格した者。
- (2) 公認スキー学校の所属証明書を提出できる者。
- (3) 認定会員申込書に登録年度の会費を添え、協会に提出できる者。

4. 会 費

- (1) 年会費 年額 6,000 円
- (2) 会費納入は年 1 回とし、毎年 9 月末日までに納入し、次年度分とする。
- (3) 既納の会費はどのような事由があっても返還しない。

5. 教師活動

- (1) 認定会員は、公認スキー学校長の監督の下に、子供・教育旅行の初級者などの入門レベルの入校者に対する指導を行うことが出来る。
- (2) 他校、又は他団体の協力は、所属公認校学校長の承認の基で行う。

6. 資 格

認定会員の資格は、次のとおりとする。

ステージ I

7. 資格の有効期限

資格取得後の 9 月 30 日まで

8. 資格の更新

認定会員は有効期間の満了する年度（協会会計年度 10 月 1 日～9 月 30 日）に公認校に所属し、会費を納入し、資格を更新する。

9. 資格の喪失

定款第 2 章第 10 条による

10. 退 会

定款第 2 章第 11 条による。

11. 除 名

定款第 2 章第 12 条による。

12. その他

- (1) 協会の各種行事の案内及び協会機関紙の送付を受けることが出来る。
- (2) 協会の各種行事に参加できる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和 2 年 12 月 12 日から施行する。